



下呂市最高情報統括責任者等設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月22日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第165号

下呂市最高情報統括責任者等設置要綱の一部を改正する要綱

下呂市最高情報統括責任者等設置要綱（令和3年下呂市告示第242号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、<u>岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画及び下呂市DX推進計画</u>に基づき、住民の利便性の向上と業務の効率化を目的とした<u>デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）</u>及び人工知能（以下「AI」という。）の利活用を含む情報化施策を総合的に推進するため、下呂市最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）、<u>下呂市最高AI統括責任者（以下「CAIO」という。）</u>、<u>下呂市最高情報統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）</u>及び<u>下呂市最高AI統括責任者補佐官（以下「CAIO補佐官」という。）</u>の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画及び<u>岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画</u>に基づき、住民の利便性の向上と業務の効率化を目的とした<u>デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）</u>等の情報化施策を推進するため、下呂市最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）及び<u>下呂市最高情報統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）</u>の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 <u>C I O及びCA I Oは、副市長をもって充てる。この場合において、同一の者が両職を兼ねることを妨げない。</u></p>	<p>第2条 <u>C I Oは、副市長をもって充て、次の各号に掲げる事項について最終決定を行うものとする。</u></p>
<p>(1) <u>情報通信技術を活用した住民サービス(以下「ICTサービス」という。)の企画、調達、開発及び運用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ICTサービスに関する規定等の作成及び改定並びに適切な運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>DXの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他、行政ネットワークの構築等の庁内情報化施策の推進に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>情報通信技術を活用した住民サービス(以下「ICTサービス」という。)の企画、調達、開発及び運用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ICTサービスに関する規定等の作成及び改定並びに適切な運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>DXの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他、行政ネットワークの構築等の庁内情報化施策の推進に関すること。</u></p>
<p>2 <u>C I O及びCA I Oは、市長の意思決定を補佐し、次の各号に掲げる事項を統括するものとする。</u></p> <p>(1) <u>情報通信技術を活用した住民サービス(以下「ICTサービス」という。)の企画、調達、開発及び運用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ICTサービスに関する規定等の作成及び改定並びに適切な運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>DXの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>AIの利活用及び推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他、行政ネットワークの構築等の庁内情報化施策の推進に関すること。</u></p>	<p>2 <u>C I O補佐官は、前項各号に掲げる事項について、C I Oからの求めに応じ、助言及び提言を行うものとする。</u></p>
<p>3 <u>C I O補佐官及びCA I O補佐官は、前項各号に掲げる事項について、専門的な立場からC I O又はCA I Oに対し、助言及び提言を行うものとする。</u></p>	<p>3 <u>C I O補佐官は、下呂市情報セキュリティポリシーに規定する下呂市最高情報セキュリティ副責任者を兼務することができる。</u></p>
<p>4 <u>C I O補佐官及びCA I O補佐官は、相互に兼務することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(委嘱等)</p> <p><u>第3条 市長は、第2条第2項に規定する職務について必要な専門的知識、能力及び実務経験を有する外部の専門家に対し、CIO補佐官及びCAIO補佐官を委嘱する。</u></p> <p>2 <u>CIO補佐官及びCAIO補佐官の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の理由があるときは、任期中であってもCIO補佐官及びCAIO補佐官を解任することができる。</u></p> <p>(報償費等)</p> <p><u>第4条 CIO補佐官及びCAIO補佐官に対する謝礼(以下「報償費等」という。)については、予算の範囲内において報償費により支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の報償費等の額及び支払方法等については、市長が別に定める。</u></p> <p>(入札制限)</p>	<p>(身分)</p> <p><u>第3条 CIO補佐官の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。</u></p> <p>(委嘱等)</p> <p><u>第4条 CIO補佐官は、次に掲げる要件を備える者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>第2条第1項に規定する職務について必要な専門的知識、能力及び資格を有し、かつ健康である者</u></p> <p>(2) <u>民間企業や地方公共団体における実務経験を有する者で、DXについて高い識見を有すると市長が認めるもの</u></p> <p>2 <u>市長は、勤務成績が不良と認められる場合は、CIO補佐官を解任することができる。</u></p> <p>3 <u>CIO補佐官の任期は、2年を超えない範囲において、市長が定める。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p><u>第5条 CIO補佐官の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年下呂市条例第44号)の定めるところによる。</u></p> <p>(入札制限)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 <u>ICTサービス又はAI関連業務の調達に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、CIO補佐官及びCAIO補佐官が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社をいう。)</u>については、<u>当該補佐官が指導及び助言を行う調達案件に入札することができないものとする。</u></p> <p>(秘密の保持)</p>	<p>第6条 <u>情報システムの調達に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、CIO補佐官が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO補佐官が指導及び助言を行う調達案件に入札することができないものとする。</u></p> <p>(秘密の保持)</p>
<p>第6条 <u>CIO補佐官及びCAIO補佐官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(その他)</p>	<p>第7条 <u>CIO補佐官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</u></p> <p>(その他)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年5月22日から施行する。